

第2章 県民等による防災対策（第9条 第16条）

本章は、第9条から第16条までの8条から成り、県民等の防災対策として、防災に関する意識の高揚等（第9条）、災害教訓の伝承（第10条）、自主防災組織の活動への参加（第11条）、県民等による物資の備蓄等（第12条）、建築物の倒壊等の防止（第13条）、円滑な避難（第14条）、観光施設等の利用者の安全の確保（第15条）、事業継続計画（第16条）について規定している。

【第9条（防災に関する意識の高揚等）関係】

（防災に関する意識の高揚等）

第9条 県民は、防災訓練に参加すること、県、市町又は防災関係機関が提供する災害等に関する情報を活用すること等により、防災に関する知識の習得及び家庭、職場等を通じた防災に関する意識の高揚に努めるものとする。

2 自主防災組織は、定期的に防災訓練等を実施することにより、地域住民に対する防災に関する知識の普及に努めるものとする。

3 事業者は、定期的に防災訓練等を実施することにより、従業員に対する防災に関する知識の普及に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、第1項で、防災に関する知識の習得及び防災に関する意識の高揚を県民の防災対策として、また、第2項で、地域住民に対する防災に関する知識の普及を自主防災組織の防災対策として、第3項で、従業員に対する防災に関する知識の普及を事業者の防災対策として定めたものである。

【解説】

1 「災害等に関する情報」は、災害に関する情報とそれ以外の情報とに分けられる。

災害に関する情報としては、過去に発生した災害の状況、将来発生するおそれがある災害の予測、現に他の地域で発生している災害の状況等がある。

災害に関する情報以外の情報としては、天気予報や台風の進路予測等の気象情報、災害による影響が生じる分野に関する情報、災害応急対策や災害復旧に関する情報等がある。

2 「防災に関する知識」とは、災害に備えて、あらかじめ習得しておくべき防災に関連する情報や認識、技能などのことである。

具体的には、地震や火山噴火の切迫性や被害に関する知識、風水害とそれによる社会的影響に関する知識、気象・地象に関する知識、災害に備えて日頃から家庭で実施しておくべき対策に関する知識などが挙げられる。

【第10条（災害教訓の伝承）関係】

（災害教訓の伝承）

第10条 県民は、過去に経験した災害から得られた教訓（以下「災害教訓」という。）を伝承し、今後の防災対策に活かすよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、災害教訓の伝承とその活用を、県民の防災対策として定めたものである。

【解説】

- 1 「過去に経験した災害から得られた教訓」とは、行政が作成した報告書等に取り入れられたものだけでなく、災害に関する言い伝えのような民間伝承も含むものである。
また、他県で発生した災害についても、同じように現在に活かすことのできる災害教訓を多く導き出すことができ、県内で発生した災害から得られた教訓とともに、伝承していくことも重要であろう。
- 2 災害教訓についての民間伝承の例としては、長崎市太田尾町の山川河内(さんぜんこうち)地区で約150年間続けられている「念仏講まんじゅう」がある。
同地区では、万延元年（1860年）に発生した土砂災害の犠牲者を弔うため、毎月14日に当番から全世帯に饅頭が配られ、災害が語り継がれている。
- 3 「今後の防災対策に活かす」とは、災害教訓を踏まえて、同様の災害が発生した場合に備えて、あらかじめ、避難経路の確認や物資の備蓄、建築物の倒壊等の防止を講ずることである。

【第11条（自主防災組織の活動への参加）関係】

（自主防災組織の活動への参加）

第11条 県民は、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、自主防災組織の活動への参加を、県民の防災対策として定めたものである。

【解説】

- 1 災害による被害を最小限にするためには、自助・共助・公助のそれぞれの取組が必要であり、自主防災組織が共助の取組の一翼を担う存在であることから、県民に対して、自主防災組織の結成とその活動への参加を求めている。

- 2 第2条の解説11に記載しているとおり、自主防災組織の組織形態については、地域の実情に応じて、町内会や青年団、婦人会等様々な形態で組織されている。

【第12条（県民等による物資の備蓄等）関係】

（県民等による物資の備蓄等）

第12条 県民は、自らが災害時に必要とする水、食料、医薬品その他の物資を備蓄するよう努めるとともに、災害等に関する情報を収集できる機器を準備するよう努めるものとする。

- 2 自主防災組織及び事業者は、災害に備えて、あらかじめ、初期消火、負傷者の救助等に必要な物資及び資機材を備蓄し、又は整備し、及び点検するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、第1項で、物資の備蓄と災害等に関する情報を収集できる機器の準備を県民の防災対策として、また、第2項で、物資及び資機材の備蓄・整備点検を自主防災組織及び事業者の防災対策として定めたものである。

【解説】

- 1 「水、食料、医薬品その他の物資」とは、例えば、非常用持出品・非常用備蓄品として準備しておくべきもので、ペットボトルの水、乾パンや缶詰、レトルト食品等の食料、絆創膏や包帯、消毒液、風邪薬、胃腸薬等の医薬品、携帯トイレやトイレットペーパー、生理用品、紙おむつ等の衛生用品、懐中電灯、毛布、使い捨てカイロ、乾電池等のことである。なお、特に食物アレルギーのある者は、アレルギー物質を含まない食品の備蓄に努めることが重要である。

- 2 「災害等に関する情報を収集できる機器」とは、ラジオやテレビ、携帯電話、インターネット端末などのことである。

- 3 大規模災害が発生した場合には相当な人的・物的被害が生じ、消防隊は、被災した現場全てに出動し対応することが難しくなることが予想される。そこで、自主防災組織や事業者は、あらかじめ、緊急的な対応として消火活動や救援活動を担わざるを得ない事態を想定して、初期消火や負傷者の救助等に必要な物資及び資機材の備蓄、整備点検を行っておくことが重要になってくる。

本来消火活動や救援活動については、消防隊が担うべきであって、一般の県民は避難することを優先すべきである。また、自主防災組織や事業者が災害時に担うべき役割としても、避難の支援が最重要であることは間違いない。

しかしながら、阪神・淡路大震災において、地域住民が協力し合って初期消火を行い延焼を防いだ事例や、救助作業を行った事例が数多くあったと言われており、自主防災組織や事業者の果たす役割は非常に大きい。

4 「負傷者の救助等」とは、主に倒壊した家屋からの救出や応急的な傷の手当等である。

なお、災害救助法には「救助の種類」が定められているが、本条は、災害救助法で定められているもの全てに対応できるよう、自主防災組織や事業者に対して求めているわけではない。

12-1 災害救助法（昭和22法律第118号）（抄）

（救助の種類等）

第4条 救助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2・3 〔略〕

【第13条（建築物の倒壊等の防止）関係】

（建築物の倒壊等の防止）

第13条 県民及び事業者は、災害に備えて、あらかじめ、その所有又は管理する建築物、工作物等について、災害による倒壊等を防ぐ措置を講ずるよう努めるとともに、当該建築物等が災害時に倒壊したときは、自己の安全の確保に支障を生じない限度において、二次災害（当該建築物等の倒壊に伴って新たに生ずる火災等をいう。）による被害の発生等を防止するよう努めるものとする。

2 県民及び事業者は、災害に備えて、あらかじめ、その所有又は管理する家財について、災害による転倒等を防ぐ措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、第1項で、災害による建築物等の倒壊等を防ぐ措置等を、第2項で、災害による家財の転倒等を防ぐ措置を、それぞれ県民及び事業者の防災対策として定めたものである。

【解説】

1 「工作物」とは、人為的な労作を加えることによって土地に固定して設備されたもののことであり、建築基準法上は建築物も工作物に含まれる。

ただし、一般的には、建築物は屋根及び柱若しくは壁を有するもの、工作物は建築物以外の工作物との理解があることから、「建築物」と「工作物」を併記している。

工作物の具体例としては、コンクリートブロック造やレンガ造の門扉、塀、広告塔、看板、煙突、アンテナ、石垣等がある。また、建築物には、屋根・柱・壁だけでなく、窓ガラスや瓦なども含まれる。

このほか、建築物にも工作物にも当たらないものの例としては、立木がある。

13-1 建築基準法（昭和25年法律第201号）（抄）

（用語の定義）

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

(2)～(35)〔略〕

2 「倒壊等を防ぐ措置」とは、災害による建築物等への被害としては、その倒壊のほか、転倒、建築物等に附属している設備などの落下があることから、これらを防ぐために改修や補修、修繕を行うことがそれに当たる。

また、不要な工作物を除去することや、コンクリートブロック造の塀を生垣など倒壊しにくいものに転換することも「倒壊等を防ぐ措置」に含まれる。

なお、「倒壊等を防ぐ措置」を建築物等の所有者に対してばかりでなく、その管理者に対しても求めている理由は、建築物等が賃貸借されている場合等であっても、建築物等を直接的・具体的に支配・管理している地位にある者が建築物等の瑕疵の責任を負うべきという考えに基づいているためである。

13-2 民法（明治29年法律第89号）（抄）

（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）

第717条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。

3 〔略〕

3 建築物の倒壊等の防止に関しては、建築物の耐震改修の促進に関する法律第3条に国

民の努力義務が規定されている。これに加えて、同法の規定により、都道府県が定める耐震改修促進計画に記載された耐震不明建築物、地震に対する安全性を緊急に確認する必要のある大規模な既存耐震不適格建築物等については、それらの所有者に耐震診断の義務と耐震改修の努力義務を課しており、また、これら以外の既存耐震不適格建築物については、その所有者に耐震診断と耐震改修の努力義務を課している。

13-3 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（抄）

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第3条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

（都道府県耐震改修促進計画等）

第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 〔略〕

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

(1) 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

(2) 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第14条第3号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

(3)～(5) 〔略〕

4～7 〔略〕

（市町村耐震改修促進計画）

第6条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 〔略〕

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

(1) 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域

通過道路等に限る。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

(2)〔略〕

4・5〔略〕

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第7条 次に掲げる建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

(1) 第5条第3項第1号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物

同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

(2) その敷地が第5条第3項第2号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)

同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

(3) その敷地が前条第3項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。) 同項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画

に記載された期限

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力)

第11条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第14条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない

(1) 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの

(2) 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

(3) その敷地が第5条第3項第2号若しくは第3号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第6条第3項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第16条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2〔略〕

附 則

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第3条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成27年12月30日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の

所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月31日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- (1) 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
 - (2) 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
 - (3) 第14条第2号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2 第7条から第13条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第14条及び第15条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
- 3 第8条、第9条及び第11条から第13条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第8条第1項中「前条」とあり、並びに第9条及び第13条第1項中「第7条」とあるのは「附則第3条第1項」と、第9条中「前条第3項」とあるのは「同条第3項において準用する前条第3項」と、第13条第1項中「第8条第1項」とあるのは「附則第3条第3項において準用する第8条第1項」と読み替えるものとする。
- 4～6 [略]

4 「二次災害」とは、一般的には、ある災害が発生した後に、その災害が原因となって発生する別の被害のことで、例えば、豪雨によって地盤が緩んで起きる土砂崩れやそれに伴う救助隊の被災がある。ただし、本条第1項では、「二次災害」を限定的に捉え、建築物等が倒壊した場合に、それに伴って新たに生ずる火災等のことを指すこととした。

なお、二次災害の防止に関しては、防災基本計画では災害時に企業の果たす役割の1つとされている。

13-4 防災基本計画（平成24年9月 中央防災会議）（抄）

第2編 地震災害対策編

第1章 災害予防

第3節 国民の防災活動の促進

3 国民の防災活動の環境整備

(3) 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

上記以外にも、第3編 津波災害対策編、第4編 風水害対策編、第5編 火山災害対策編、第6編 雪害対策編、第15編 その他の災害に共通する対策編に同様の記載がなされている。

5 空き家や老朽化し危険となった家屋の管理については、県が本条の規定に基づいて所有者等に改善を指導勧告することはないが、建築基準法の規定に基づき、特定行政庁が保安上危険な建築物等に対する措置（除却、移転、改築等の勧告）を講ずることとなる。

13-5 建築基準法（昭和25年法律第201号）（抄）

（用語の定義）

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ

るによる。

(1)～(34)〔略〕

(35)特定行政庁 建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(保安上危険な建築物等に対する措置)

第10条 特定行政庁は、第6条第1項第1号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第3条第2項の規定により第2章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 〔略〕

- 6 「転倒等を防ぐ措置」とは、例えば、タンスや食器棚などの家具や冷蔵庫、テレビなどの家電製品に対して、転倒防止のための器具を取り付けることや、開き戸タイプの家具に対して、開き戸のストッパーを取り付けることなどがある。

【第14条（円滑な避難）関係】

（円滑な避難）

- 第14条 県民は、災害に備えて、あらかじめ、自ら災害等に関する情報を収集するよう努めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、自主的に避難するよう努めるものとする。
- 2 県民は、避難のための立退きの勧告等があったときは、速やかに、これに応じるよう努めるものとする。この場合において、災害時要援護者、旅行者等の円滑な避難に配慮するよう努めるものとする。
- 3 自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、地域住民の安全を確保するため、地域住民に対し、災害等に関する情報の伝達、避難の誘導等を行うよう努めるものとする。この場合において、災害時要援護者の円滑な避難に配慮するよう努めるものとする。
- 4 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、その所有又は管理する施設の利用者、従業員及び周辺地域の住民（以下この項において「施設利用者等」という。）の安全を確保するため、施設利用者等に対し、災害等に関する情報の提供、避難の誘導等を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、第1項で、県民の防災対策として、災害等に関する情報の収集と災害時の自主避難を定め、第2項で、県民の防災対策として、避難勧告への応答及びその際の災害時要援護者等への配慮を定め、第3項で、自主防災組織の防災対策として、地域住民への災害等に関する情報の伝達、避難誘導及びその際の災害時要援護者への配慮を定め、第4項で、事業者の防災対策として、施設利用者等への災害等に関する情報の伝達、避難誘導等を定めたものである。

【解説】

- 1 「災害等に関する情報」については、第9条の解説1参照のこと。
- 2 「避難のための立退きの勧告等」とは、災害対策基本法や原子力災害対策特別措置法の規定に基づく市町村長による避難勧告のほか、知事が市町村長に代わって行う避難勧告や警察官による避難の指示、水防管理者による避難の指示のことである。

14-1 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（市町村長の避難の指示等）

第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先を指示することができる。

3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。

4・5 〔略〕

6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第1項から第3項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。

7・8 〔略〕

（警察官等の避難の指示）

第61条 前条第1項又は第3項の場合において、市町村長が同条第1項に規定する避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

2 前条第2項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。

3・4 〔略〕

14-2 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（抄）

（市町村長の避難の指示等）

第27条の2 前条第1項第1号に掲げる調査により、当該調査を実施した原子力災害事後対策実施区域において放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合において、当該汚染による原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、人の生命又は身体を当該原子力災害から保護し、その他当該原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、当該原子力災害事後対策実施区域内の必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き又は屋内への退避を勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退き又は屋内への退避を指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退き又は屋内への退避を勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先又は退避先を指示することができる。

3 前条第1項第1号に掲げる調査により、当該調査を実施した原子力災害事後対策実施区域において放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合において、当該汚染による原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市町村長は、当該原子力災害事後対策実施区域内の必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。

4・5 〔略〕

（警察官等の避難の指示）

第27条の3 前条第1項又は第3項の場合において、市町村長による避難のための立退き若しくは屋内への退避若しくは屋内での待避等の安全確保措置の指示を待ついとまがないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、当該原子力災害事後対策実施区域内の必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き若しくは屋内への退避又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。

2 前条第2項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退き又は屋内での待避を指示する場合について準用する。

3・4 [略]

14-3 水防法（昭和24年法律第193号）（抄）

（立退きの指示）

第29条 洪水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

14-4 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）（抄）

（避難の際における警察官の警告、指示等）

第25条 警察官は、警戒宣言が発せられた場合において、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示をすることができる。この場合において、警察官は、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置を執ることができる。

2 災害時要援護者や旅行者は、避難勧告等が出されたとしても、避難に介助が必要であったり、地理に不案内であるなどの理由で、円滑な避難が1人ではできないことが多い。そのため、県民は、避難勧告等に応じて避難する場合には、自らの周辺の災害時要援護者や旅行者の避難を手助けすることが求められる。

また、観光県である長崎県にとって、旅行者に無事に帰宅してもらうことが最低限のおもてなしであり、行政や観光関係者だけでなく、一般の県民も総おもてなし運動の一環として、旅行者への配慮が期待される。

なお、避難勧告等が出される事態ということは、災害が発生し、又は発生するおそれがある逼迫した状況であるため、自らの身の危険を顧みずに災害時要援護者等の避難を手助けすることまでは求めていない。

3 第3項では、県民が避難勧告に応じて避難する際に旅行者に配慮するよう求められているのに対して、自主防災組織にはその配慮を求めていない。普段から顔を合わせている地域や近隣の住民が集まって互いに協力しながら防災対策に取り組むという自主防災組織の趣旨を踏まえ、自主防災組織にとって、旅行者の把握は難しく、地域の災害時要援護者の避難だけでなく、旅行者の避難にまで配慮することは荷が重いためである。

ただし、自主防災組織が旅行者への配慮を求められていないことをもって、自主防災組織の構成員が旅行者への配慮を全くしなくてもよいということではなく、一県民として、旅行者への配慮が期待されているのは言うまでもない。

- 4 第4項では、事業者に対して、「地域貢献・地域との共生」が事業者が災害時に果たす役割であることを踏まえ、その所有又は管理する施設の利用者や従業員だけでなく、周辺地域の住民へも災害等に関する情報の提供、避難の誘導等を行うよう規定している。

14-5 防災基本計画（平成24年9月 中央防災会議）（抄）
第2編 地震災害対策編
第1章 災害予防
第3節 国民の防災活動の促進
3 国民の防災活動の環境整備
(3) 企業防災の促進
企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

上記以外にも、第3編 津波災害対策編、第4編 風水害対策編、第6編 雪害対策編、第11編 原子力災害対策編に同様の記載がなされている。

- 5 災害等に関する情報の提供や避難の誘導以外に自主防災組織や事業者に期待されるものとしては、消防機関等と連携した救助活動、炊き出しなど帰宅困難者への支援が考えられる。

【第15条（観光施設等の利用者の安全の確保）関係】

（観光施設等の利用者の安全の確保）

第15条 観光施設、宿泊施設（農林漁村体験民宿業の施設を含む。）その他観光に関する施設を所有又は管理する者は、当該施設の利用者に対して、災害に備えて、あらかじめ、避難場所及び避難経路を教示するよう努めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害等に関する情報の提供、避難場所への誘導等を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、観光施設等の利用者の安全の確保を観光施設等の所有者又は管理者の防災対策として定めたものである。

【解説】

- 1 「観光施設」とは、観光客の誘致を事業の大きな柱としている施設のことで、観光施設財団抵当法では、「観光旅行者の利用に供される施設のうち遊園地、動物園、スキー場その他の遊戯、鑑賞又は運動のための施設」と定義されている。同法に規定されている

施設以外にも、神社仏閣、教会、伝統的建造物等の文化財、テーマパーク、博物館、美術館、海水浴場、観光客をターゲットにしたレストラン等が含まれる。

15-1 観光施設財団抵当法（昭和43年法律第91号）（抄）

（定義）

第2条 この法律で「観光施設」とは、観光旅行者の利用に供される施設のうち遊園地、動物園、スキー場その他の遊戯、観賞又は運動のための施設であつて政令で定めるもの（その施設が観光旅行者の利用に供される宿泊施設に附帯して設けられている場合にあつては、当該施設及び宿泊施設）をいう。

15-2 観光施設財団抵当法第2条の観光施設を定める政令（昭和43年政令第322号）（抄）

観光施設財団抵当法第2条の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 遊園地
- (2) 動物園
- (3) 水族館
- (4) 植物園その他の園地
- (5) 展望施設（索道が設けられているものに限る。）
- (6) スキー場（索道が設けられているものに限る。）
- (7) アイススケート場（冷凍設備が設けられているものに限る。）
- (8) 水泳場（水質浄化設備が設けられているものに限る。）

2 「農林漁村体験民宿業の施設」とは、グリーン・ツーリズムやブルー・ツーリズム等の体験型・滞在型観光を行う自宅建物等を利用した体験民宿のことである。

15-3 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）（抄）

（定義）

第2条 〔略〕

2～4 〔略〕

5 この法律において「農林漁業体験民宿業」とは、施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農村滞在型余暇活動又は山村・漁村滞在型余暇活動（以下「農山漁村滞在型余暇活動」という。）に必要な役務を提供する営業をいう。

3 「避難場所」とは、市町が指定している一時避難場所又は広域避難場所（災害によって一時避難場所が危険となった場合に避難する場所）のことである。

なお、平成25年6月に改正された災害対策基本法において、市町村長による指定緊急避難場所の指定が追加されている。

15-4 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（指定緊急避難場所の指定）

第49条の4 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（当該市町村を除く。次条において同じ。）の同意を得なければならない。
- 3 市町村長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

災害対策基本法第49条の9の規定は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）により追加されたもので、同法の公布日（平成25年6月21日）から1年以内の範囲で施行される。

- 4 「避難場所及び避難経路を教示する」とは、例えば、避難場所や避難経路を表示した案内板や、災害時の避難についてのパンフレット等（外国語対応版も含む。）の配付のことである。
- 5 観光施設等の利用者の安全の確保に関しては、長崎県地域防災計画においても、避難誘導方法の確立と従業員等の教育を行うとともに、市町や観光関係団体、観光施設等の所有者等が連携して、被災した旅行者の支援の仕組みについて検討するよう求めている。

15-5 長崎県地域防災計画・基本計画編（平成24年6月修正）（抄）

第2編 災害予防計画

第1章 地域防災体制の確立

第5節 自主防災活動

3 事業所等の自主防災活動

(2) 来訪者・観光客等に対する支援

地理不案内な来訪者・観光客等が多く利用する事業所等では、加えて、来訪者・観光客等の避難誘導方法の確立と従業者等の教育を行うものとする。

また、市町、観光関係団体、観光施設及び宿泊施設等の事業所は連携して、観光客等の安否の確認、家族への連絡、被害状況や交通に関する情報提供等、被災観光客に対する支援を円滑・迅速に行える仕組みについて検討するものとする。

【第16条（事業継続計画）関係】

（事業継続計画）

第16条 事業者は、あらかじめ、大規模災害時における経営上中核となる事業の中断を防止するため及び中断した事業をできる限り早期に再開するために必要な事項を定めた計画を策定するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、事業継続計画を事業者の防災対策として定めたものである。

【解説】

- 1 災害が発生することの多い我が国では、近年、行政だけでなく、事業者に対しても災害に強い体制作りが求められており、また、事業者の活動停止が周囲に及ぼす悪影響も指摘されているため、事業者が災害時の限られた経営資源で事業を遂行するという社会

的使命を果たすための事業継続計画が必要となってきた。本条は、事業継続計画の策定を後押しするものとして設けられている。

16-1 防災基本計画（平成24年9月 中央防災会議）（抄）

第2編 地震災害対策編

第1章 災害予防

第3節 国民の防災活動の促進

3 国民の防災活動の環境整備

(3) 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるものとする。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

上記以外にも、第3編 津波災害対策編、第4編 風水害対策編、第6編 雪害対策編、第11編 原子力災害対策編に同様の記載がなされている。

16-2 長崎県地域防災計画・基本計画編（平成24年6月修正）（抄）

第2編 災害予防計画

第1章 地域防災体制の確立

第5節 自主防災活動

3 事業所等の自主防災活動

(3) 事業継続計画（BCP）の作成

災害応急対策及び災害復旧への役割発揮や経済被害軽減の観点から、企業（事業所）は事業継続計画（BCP）の作成に努め、県及び市町はアドバイスその他の支援を行う。

また、県は、災害支援協定を締結している企業については、企業の事業継続計画の災害支援に関わる事項を把握し、災害応急対策及び災害復興計画に生かしていくよう努める。

2 「経営上中核となる事業」とは、事業者が継続して存続するために経営上最優先すべき事業のことである。

事業者は、災害の影響によって事業が停止してしまう期間や災害時の限られた経営資源に基づいた対応能力を踏まえて、人命に関わる事業、利益の大きい事業、生産量が大きい事業、供給先に大きな影響が出る事業等を経営上中核となる事業として独自に決定することとなる。

3 事業継続計画の策定については、「事業継続計画ガイドライン第二版 わが国企業の減災と災害対応の向上のために」（平成21年11月、事業継続計画策定促進方策に関する検討会（内閣府防災担当））及び「中小企業BCP（事業継続計画）ガイド 緊急事態を生き抜くために」（平成20年3月、中小企業庁）を活用するとよい。